

# 自由同和

大阪版

運動スローガン

1. 自由な論議の場を!
2. 行政の主体性の確立
3. エセ同和行為の排除

## No. 424

2022年(令和4年)6月25日発行

■発行所 自由同和会大阪府本部事務局  
堺市堺区宿屋町西1丁1番22号 三徳ビル3F  
電話(072)224-1111  
■発行人 畑中幸司  
定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶ <http://jiyudowa-osaka.org/>

# 自由同和会第37回全国大会開催

## 自由同和会大阪府本部第37回大会

### 大会の趣旨

本年は、水平社創立100年になることも相まって、平成28年12月に成立した「部落差別解消法」を条例化することに活発な動きをしている団体があるが、私どもは平成30年5月に開催した第33回全国大会で決議したように条例化には反対である。その理由として、①旧同和関係者だけを優遇すれば、市民感情を悪化させ、解決の過程にある同和問題の早期解決を妨げること。②部落の実態調査は、旧同和地区を再指定することになり、部落の固定化につながる。③混住が進んでいる中、実態調査のために旧同和関係者を選別することは、地域の中で平穩に暮らしている人たちに分断を持ち込むことになり、さらに、アウトティングになることである。

また、「部落差別解消法」の附帯決議にも、「部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること」としている。

調査結果については、私どもが想定していた現状認識と一致し、部落差別は完全に解決の方途にあることが証明されたと思われる。

よって本大会は、再度、条例化についての反対を再確認するとともに、人権救済を行う国家行政組織法の第3条委員会である「人権委員会」の設置を中心とする新たな「人権擁護法案」の成立を求めるなど、自由同和会大阪府本部の運動の方向性を審議決する定期大会である。

日 時 平成4年(2022年)7月3日(日)  
13:00~15:00(受付時間12:00~)

場 所 シティプラザ大阪/大阪市中央区本町橋2-31 TEL 06-6947-7888

講演テーマ 「インターネット上の人権問題」

講 師 法政大学法学部教授 金子 匡良(かねこ まさよし)

参 加 費 3,000円

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、座席の間隔を一席空けて配席し、体温計測並びに消毒で対応させていただきます。また、当日はマスクの着用をお願い致します。



中央本部川上会長の挨拶



自由民主党古屋圭司政務調査会長代行のご祝辞

令和4年5月27日(金)午後2時より、自由同和会第37回全国大会が自由民主党8階大ホールに於いて開催されました。主催者を代表して、川上高幸会長の挨拶、来賓として自由民主党古屋圭司政務調査会長代行のご祝辞を頂戴しました。記念講演として、「性的マイノリティとは」―LGBT理解増進法の必要性について―と題して(一社)LGBT理解増進会 代表理事 繁内幸治氏の講演がありました。大阪府本部畑中会長並びに大阪府本部理事が参加しました。ご祝電を多数賜り御礼申し上げます。



## 自由同和会 第37回全国大会 祝電

※多数のご祝電、ありがとうございました。この紙面にて御礼申し上げます。

### 〈国会関係〉

自由民主党大阪府支部連合会長  
衆議院議員 宗 清 皇 一  
衆議院議員 谷 川 と む  
衆議院議員 柳 本 顕  
参議院議員 松 川 る い

### 〈大阪府議会関係〉

自由民主党・府議会議員団  
幹 事 長 原 田 亮

### 〈大阪府議会関係〉

自由民主党市民クラブ大阪府会議員団一同  
大阪府知事 吉 村 洋 文

### 〈市町村関係〉

大阪市長 松 井 一 郎  
堺市長 永 藤 英 機  
岸和田市長 永 野 耕 平  
豊中市市長 長 内 繁 樹  
吹田市市長 後 藤 圭 二

守口市市長 西 端 勝 樹  
八尾市長 大 松 桂 右  
寝屋川市長 広 瀬 慶 輔  
河内長野市長 島 田 智 明  
大東市長 東 坂 浩 一  
和泉市長 辻 ひろみち  
箕面市長 上 島 一 彦  
柏原市長 富 宅 正 浩  
高石市長 阪 口 伸 六  
交野市長 黒 田 実  
大阪狭山市市長 古 川 照 人  
阪南市長 水 野 謙 二  
門真市長 宮 本 一 孝  
泉南市長 山 本 優 真  
茨木市長 伏 見 洋 一  
枚方市長 南 出 賢 一  
泉大津市長 森 出 賢 一  
摂津市長 山 入 端 正  
羽曳野市長 山 端 創  
四條畷市長 東 野 義 和  
東大阪市長 野 田 義 平  
藤井寺市長 岡 田 一 樹  
田尻町長 栗 山 美 政  
太子町長 田 中 祐 二  
熊取町長 藤 原 敏 司  
忠岡町長 杉 原 健 士  
豊能町長 塩 川 恒 敏  
岬町長 田 代 一 堯  
能勢町長 上 森 一 成  
千早赤阪村長 南 本 斎

# 大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例

令和4年4月1日施行

現代社会に生きる私たちにとって、インターネットという便利なツールは、必要不可欠なライフラインとなってきている。私たちはその恩恵を享受し、離れた人々とのコミュニケーションを図ることや、多くの知識や情報を入手して、豊かで便利な生活を送りたいと願っている。

今後、「Society5.0」の到来により、私たちの生活はさらに変容し、社会の成長・発展をもたらす、インターネットは、より進化したコミュニケーションツールとなることが期待されている。

しかしながら、インターネットによるコミュニケーションによって、人生が豊かになる一方で、その使い方や投稿の表現等によって、人権が侵害され、誹謗中傷等で心が傷つき、最悪の場合、自ら命を絶ってしまう事態を招くこともある。

このようなことから、インターネット上の誹謗中傷等をはじめとする人権を侵害する投稿や発信を社会全体の仕組みの中で無くしていくことが重要であり、府民一人ひとりが加害者とならない意識をもち、府民の誰もが被害に遭わないよう、命の尊さや人間の尊厳を認識し、全ての人の人権が尊重される豊かなインターネット社会を創り続けていくことが大切である。

こうした認識の下、私たち一人ひとりがインターネット上をはじめ、あらゆる場において、人権を尊重し、たゆまぬ努力をもって、誹謗中傷等の人権侵害のない社会づくりを進めなければならない。

よって、ここに、インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止するための施策を推進し、インターネットによる被害から全ての府民を保護し、次世代に豊かな社会を継承すべく、この条例を制定する。

## (目的)

**第一条** この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないよう、府の責務及び府民の役割を明らかにするとともに、府の施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とする。

## (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 誹謗中傷等 インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害及び不当な差別的言動等による権利を侵害する情報（以下この号において「侵害情報」という。）、侵害情報に該当する可能性のある情報又は侵害情報には該当しないが著しく心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報を発信し、又は拡散することをいう。
- 被害者 誹謗中傷等により平穏な日常生活又は経済活動等を害された者をいう。
- 行為者 誹謗中傷等により被害者を発生させた者をいう。
- インターネットリテラシー インターネットの利便性、危険性及び基本的なルールやマナーを理解し、インターネット上の情報を正しく取捨選択し、情報を適正に発信し、並びにインターネット上のトラブルを回避して、インターネットの特性を正しく活用する能力をいう。

## (府の責務)

**第三条** 府は、行為者及び被害者を発生させないための施策、被害者を支援するための施策並びに行為者が再び誹謗中傷等を行うことを抑制するための施策を実施する。

## (議会の責務)

**第四条** 議会及び議員は、この条例の趣旨にのっとり、不断の研鑽によりインターネットリテラシーの向上に努め、府民の範となって活動し、及び行動する。

## (府民の役割)

**第五条** 府民は、自らが行為者となることがないように、インターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者が置かれている状況及び被害者の支援

の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。るものとする。

## (連携協力)

**第六条** 府は、第三条の施策を円滑に実施するため、国、市町村、支援団体その他の関係機関と連携協力を図らなければならない。

## (基本的施策)

**第七条** 府は、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- 府民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策
- 被害者の心理的負担の軽減等に関する相談支援体制の整備
- 行為者の誹謗中傷等を抑制するための相談支援体制の整備
- 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な施策

## (インターネットリテラシーの向上)

**第八条** 府は、府民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、研修会、講演会等の開催のほか、教材等の紹介、情報提供等必要な施策を実施するものとする。

**2** 知事及び教育委員会は、児童及び生徒に対する前項の施策を実施するに当たっては、府立学校、市町村立学校及び私立学校と連携し、保護者の理解を図りながら取り組むよう努めるものとする。

## (被害者の相談支援体制)

**第九条** 府は、被害者の不安、被害者に生じた不利益等を解消し、及び被害者が抱える心理的負担の軽減等を図るため、相談支援体制を整備するものとし、次に掲げる事項を行うものとする。

- 相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言
  - 専門的知識を有する機関の紹介
  - 前二号に掲げるもののほか、被害者の相談対応として必要な事項
- 2** 府は、前項の相談支援体制の整備に当たっては、相談をする者が安心して話やすく、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。

## (行為者等の相談支援体制)

**第十条** 府は、行為者の誹謗中傷等を抑制するため、相談支援体制を整備するものとし、次に掲げる事項を行うものとする。

- 相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言
  - 専門的知識を有する機関の紹介
  - 前二号に掲げるもののほか、行為者の相談対応として必要な事項
- 2** 府は、前項の相談支援体制の整備に当たっては、相談をする者が安心して話やすく、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。

**3** 府は、第一項に掲げるもののほか、自ら発信したインターネット上の情報に関して不安を抱える者の相談に応じるものとする。

## (府民への啓発)

**第十一条** 府は、この条例の趣旨にのっとり、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の問題に関する府民の理解を深めるため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

## (財政上の措置)

**第十二条** 府は、第一条の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 附 則

### (施行期日)

**1** この条例は、令和四年四月一日から施行する。

### (検討)

**2** 知事は、この条例の施行後一年を目途として、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の防止及び被害者支援等に関する実効性のある施策、学識経験を有する者等で構成される当該施策に関する検討会議の設置等及び府の組織体制について検討を加え、その結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。